

○小山市雇用促進奨励金交付要綱

平成21年3月31日

規程第23号

改正 平成22年3月31日規程第18号

(目的)

第1条 この要綱は、市内事業所に小山市雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、市内在住の求職者の受け入れを奨励し、もって市内の雇用の促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 雇用保険適用事業の市内事業所であること。
- (2) 平成20年10月1日以後に離職した者を、公共職業安定所の紹介により、当該離職した日以後に雇用開始していること。
- (3) 前号に規定する被雇用者は、市内在住者で、雇用開始時において15歳以上65歳未満であり、雇用保険被保険者であること。
- (4) 第2号に規定する被雇用者を6月以上（小山市トライアル雇用奨励金を申請し、又は交付の決定を受け、若しくは交付された場合は、当該奨励金の交付対象となる期間を除く。）常用雇用（雇用期間の定めがなく、1週間当たりの所定労働時間が、交付対象者がすでに雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である雇用形態をいう。以下同じ。）していること。
- (5) 第2号に規定する被雇用者の雇用を開始した日の前日から起算して6月前の日から1年を経過する日までの間において、他の常用雇用による被雇用者を事業主の都合により解雇していないこと。
- (6) 栃木県が実施するふるさと雇用再生特別事業による一時金の支給を申請し、又は支給の決定を受け、若しくは支給されていないこと。

(奨励金の交付等)

第3条 市長は、交付対象者に対し、この要綱に定めるところにより奨励金を交付する。

2 奨励金の額は、前条第2号から第4号までのいずれにも該当する被雇用者（以下「対象被雇用者」という。）1人につき、次に掲げる被雇用者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 平成20年10月1日から平成22年3月31日までに交付対象者が雇用を開始した対象被雇用者 10万円

(2) 平成22年4月1日以後に交付対象者が雇用を開始した対象被雇用者 20万円

3 交付対象者に対する奨励金の交付額は、前項各号に定める奨励金の額をそれぞれ該当する対象被雇用者の数に乗じて得た額とする。

4 一の会計年度における奨励金の交付限度額は、一の事業所につき100万円とする。

(交付申請)

第4条 奨励金を受けようとする者は、小山市雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 対象被雇用者が前事業所を離職した日を証明できる書類の写し

(2) 対象被雇用者を6月以上雇用していることを証明する出勤簿、タイムカード等の写し

(3) 公共職業安定所長の発行する対象被雇用者の雇用に関する証明願（様式第2号）

2 前項の申請は、対象被雇用者の雇用を開始した日から起算して6月を経過する日から60日以内にしなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、これを審査し、奨励金の交付の可否を決定し、小山市雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を適当と認めたものに対しては、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 市長は、虚偽又は不正な手段により奨励金の交付を受けた事業所があると

認めるときは、当該事業所に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第18号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

小山市雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

小山市長 様

申請者(求人事業所)

住 所

名 称

氏 名

印

(代表者又は管理者)

電 話

業 種

小山市雇用促進奨励金交付要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付請求金額 円 (万円× 人)

2 添付書類

- (1) 小山市雇用促進奨励金申請同意書
- (2) 6月以上雇用していることを証明する書類
- (3) 公共職業安定所長が発行する雇用に関する証明願(様式第3号)

振込先

金融機関名	
口座種別・番号	普通 ・ 当座
ふりがな 口座名義	

様式第2号(第4条関係)

証 明 願

年 月 日

小山公共職業安定所長 様

申請者(求人事業所)

住 所

名 称

氏 名

印

公共職業安定所の紹介により行った当事業所の常用雇用に関し、下記の事項について相違ないことを証明願います。

※下記枠内については、申請者により記入すること。

1 被雇用者	
住 所	小山市
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
被保険者番号	
事業所番号	0909—
2 雇用開始日	
年 月 日	
3 雇用を開始した日の前日から起算して6月前の日から1年を経過する日までの間において、他の常用雇用者を事業主の都合により解雇していない事業所である。	

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

小山公共職業安定所長

印

様式第3号(第5条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

小山市雇用促進奨励金交付決定通知書

申請者

住 所

名 称

氏 名

(代表者又は管理者)

小山市長

印

年 月 日付けで申請のありました小山市雇用促進奨励金につきましては次のとおり決定しましたので、小山市雇用促進奨励金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 _____ 円(_____ 万円× _____ 人)

2 振 込 先 貴社の指定する口座

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)